

自分が住んでいる家と土地を売ったときは

自分が住んでいる家と土地を売ったとき、または国や県市町村の収用事業のために土地などを譲渡したときは、譲渡所得から三千万円を特別控除できる特典があります。

この特典は、確定申告をしなければ受けられませんので、売った翌年の3月16日までに、住民票の写し（売ってから二カ月を過ぎて交付を受けたもの）を添付して、必ず確定申告をしてください。



贈与税の申告をしなければならない人

贈与税は、個人から財産をもらったときに、もらった人にかかる税金です。

財産の贈与は、主に夫婦や親子の間で行われることが多いので、贈与税のことをうっ

かり忘れていたという人も案外多いようです。例えば、金銭のやりとりをしないで、親が所有していた土地や家屋を子の名義に変えたり、夫名義の株式を妻名義に変えたりしたときは、贈与があったものとされます。

また、形式的には金銭の貸借になっても「ある時払いの催促なし」のように実質的に贈与と認められるものについては、贈与税がかかります。

昨年中に贈与を受けた財産の価格を合計して、六十万円を超えるときは、贈与税の申告をしなければなりません。

贈与税の申告と納税は、二月一日から三月十六日までです。期限内に正しい申告と納税をしましょう。

ところで、共働きの夫婦が例えば一千万円の住宅を買う場合、夫が七百万円、妻が三百万円負担し、その住宅を夫名義にすると、妻から夫へ三百万円の贈与となります。この場合、負担額に応じた持ち分の共有名義（夫名、妻名）にすれば贈与になりません。

また、夫婦の間で、居住用の土地や建物の贈与が行われたときは、一定の要件のもとに、「配偶者控除」として最高

一千万円までの控除が受けられる特典があります。



住宅資金の贈与

親や祖父母から、新築住宅を取得するための資金の贈与を受けたときは、一定の要件を満たせば五百万円までの部分について贈与税が軽減されます。

なお、この特例が適用されるのは昭和六十一年と六十二年です。

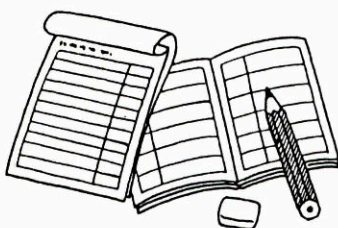
記録保存制度

事業所得など（事業所得、不動産所得、山林所得）のある人（青色申告者を除く）で、確定申告書または総収入金額報告書を提出しなければなら

ない人（事業所得などの総収入金額の合計が五千万円を超える人）は、その業務に関して作成したり受領した帳簿書類などを五年間保存しなければなりません。

収支内訳書添付制度

事業所得など（事業所得、不動産所得、山林所得）のある人（青色申告者を除く）が確定申告書を提出するときは、それぞれの所得の総収入金額と必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。



脱税は割に合わない

悪質な脱税者には査察調査という強制調査が行われます。この査察調査によって告発された脱税者は、ほとんどが検察官によって起訴され、裁判にかけてられることとなります。裁判で有罪になりますと、懲役や罰金の刑罰が科されます。その結果、長年かかって築いた信用を失ったり、家族などを悲しませることになります。

脱税は、決して割に合いません。納税者の皆さん、正しい申告と納税をしましょう。

懲役



税金の滞納は割に合わない

税金には、いろいろな種類があり、それぞれ納める期限が決められています。この納期限までに完納されないと滞納ということになります。

税金を滞納した場合には、年率一四・六％の延滞税がかかります。また、督促を受けなくてもなお納税が行われない場合には、財産の差し押さえ、さらには公売が行われることがあります。

滞納は割に合いません。納期限までに、あらかじめ納税資金の準備をしたり、振替納税制度を利用するなどして、税金は期限内に完納しましょう。

なお、やむを得ない事情により納期限までに納税できない場合には、税務署でご相談ください。

確定申告の用紙が変わりました

今年から、総合オンラインシステムが導入され、確定申告書と納付書の用紙が変わりました。

税務署からお送りした確定申告書や納付書は次の点に注意し記載してください。

確定申告書
①お送りした申告書を必ず使

用してください。
書き損じや譲渡所得などがあるため、別の申告書を使用されたときは、お送りした申告書を必ず添付して提出して下さい。

②3枚復写になっています。
2枚目、3枚目の用紙に文字が明瞭に写るように書き、3枚とも切り離さずに提出してください。

③赤字となる金額には、数字の前に△印をつけてください。

納付書
①お送りした納付書を必ず使

用してください。
②3枚復写になっていますのでボールペンで力を入れて書いてください。
なお、振替納税を利用されている人の納付書は税務署で作成しますので不用です。

